

# 第4章 水害対応マニュアル

## 1. 水害対応マニュアルの概要

水害対応マニュアルは、本指針の実効性を高めるため、「第3章 水害タイムライン」にて記載している防災行動を対応部別に具体的に示したものと位置付けます。平時から各職員が本マニュアルを十分に確認しておくことにより、実際の災害時には水害タイムラインによる対応が適切に実行され、迅速な応急対応に役立ちます。

### ●本章の構成

#### 2. 水害時の配備体制・基準

⇒災害対策本部の班と平時の部課等の対応、配備区分ごとの基準。

#### 3. 水害対応マニュアル（対応部別）

⇒平時の部別に、対応する業務を以下の通り整理。

- ・部が実施する業務の全体像をタイムラインに沿って表示
- ・業務ごとの詳細な行動をチェック項目形式で表示

### 部の業務の全体像

			ST1	ST2	ST3-1	ST3-2	ST4	ST5	ST6-1	ST6-2	ST7	
トリガー情報			数日～半日前	半日～数時間前	数時間前	数時間前	1時間程度前	1時間程度前	数時間前	2日以降	5日以降	
移動トリガー			大雨の発生の連絡等※ 大雨洪水注意報発表	大雨洪水警報発表	氾濫注意水位到達	避難判断水位到達 高齢者等避難	氾濫危険水位到達 避難指示	ポンプ調整水位到達 緊急安全確保	破壊水位 到達～1日後	破壊 概ね2日後	破壊 概ね5日後	
ポンプ運転状況					ポンプ運転調整準備指 示		ポンプ運転調整実施		破壊に伴うポンプ停止の指示			
分類	行動番号	防災行動の種別	担当部課等	雨が降り始める	雨が降り続く 河川水位が上昇	河川水位の上昇が続く	河川水位の上昇が激しく	内水氾濫が発生	河川水位の上昇が激しく	外水氾濫の発生 冠水域の拡大	冠水域の拡大が収まる	雨が収まる 河川水位が平常水位まで低下
	1-1	気象情報や雨量水位情報の収集	危機管理室 環境下水道部	●	●	●	●	●	●	●	●	●
★	1-2	ステージ移行の庁内通知	危機管理室	●	●	●	●	●	●	●	●	●

対応

### 業務ごとの詳細な行動一覧

(1) 危機管理室

#### ① 情報指揮関連

1-1 気象情報や雨量水位情報の収集			
ステージ	詳細な行動	担当部課等	チェック
ST1～ST7 数日前～発災後5日以降	● 気象台、インターネット、及び府から発信される情報を収集。	危機管理室 環境下水道部	<input type="checkbox"/>
1-2 ステージ移行の庁内通知			
ステージ	詳細な行動	担当部課等	チェック
ST1～ST7 数日前～発災後5日以降	● 庁内掲示板を使用し、各課にステージ移行を知らせる。	危機管理室	<input type="checkbox"/>
1-3 気象情報等の庁内通知			
ステージ	詳細な行動	担当部課等	チェック
ST1 数日～半日前	● ウェザーニュースの内容、警報級の可能性（気象庁）等とともに、各施設での留意事項等を庁内LANの掲示板に掲載。	危機管理室	<input type="checkbox"/>
1-4 災害対策本部事務局と各対策部局との連絡調整			
ステージ	詳細な行動	担当部課等	チェック
ST1～ST7 数日前～発災後5日以降	● 総括担当課を窓口にして連絡調整を図る。	危機管理室 各部総括担当課	<input type="checkbox"/>

## 2. 水害時の配備体制・基準

災害対策本部体制や配備基準については、以下のとおりです。

### ●災害対策本部体制

班・局	班長・副班長	所属	
本部事務局		危機管理室	
総務班	班 長：総務部長 副班長：選挙管理委員会 事務局長	総務部（課税課・ 納税課を除く）	総務課
			人事課
			法制文書課
		選挙管理委員会事務局、監査委員事務局	
		会計室	
情報班	班 長：企画財政部長 副班長：市長室長	市長室	
		企画財政部	企画課
			財政課
			魅力創造発信課
			デジタル戦略課
			財産活用課
		議会事務局	
調査復旧班	班 長：都市整備部長 副班長：環境下水道部長	都市整備部	都市・交通計画課
			道路公園課
			住宅まちづくり課
		環境下水道部	環境対策課
			廃棄物対策課
			下水道課
		総務部	課税課
納税課			
救援救護班	班 長：市民生活部長 副班長：健康福祉部長	市民生活部	コミュニティ推進課
			総合窓口課
			地域振興課
			保険課
			保険収納課
			生涯学習・スポーツ振興課
			人権室
		健康福祉部	地域福祉課
			生活福祉課
			障がい福祉課
			高齢介護課
			新型コロナワクチン接種推進室
			健康推進課
児童・生徒班	班 長：子ども部長 副班長：教育部長	子ども部	子育て支援政策課
			子ども施設課
			子育て世代包括支援センター
		教育部	教育総務課
			学校教育課
			保健給食課
			教育センター

班・局	班長・副班長	所属	
水道局		水道局	水道局総務課
			配水課
			浄水課
			お客さまセンター
避難所従事者			

●災害対策本部等の配備基準

配備区分		配備時期	配備内容	動員基準
事前 配備 体制	事前 配備	・災害発生のおそれがある気象予警報等が発表されるなど通信情報活動及び警戒が必要なとき	通信情報活動 警戒等（部分的な災害対策を含む）	最小必要数
市災害 警戒本部	警戒 配備	・大雨又は洪水に関する警報等が発令され、災害の発生のおそれがあるとき ・降雨量、水位等の観測状況から災害の発生のおそれがあるとき ・市の区域内で局地的に軽微な災害が発生したとき ※警報等発令時には状況を判断して、市災害警戒本部を設置し、配備体制については、関係部局が協議し決定する。	水害の発生を防御するため通信情報活動、物資、資機材の点検整備又は小規模の災害対策を実施する体制	10%
市災害 対策本部	A号 配備	・局地的な災害が市内の数箇所に発生し、又は発生するおそれがあるとき	情報収集活動を実施する体制及び小規模の災害応急対策を実施する体制	25%
	B号 配備	・相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき	災害に対する警戒及び中規模の災害応急対策を実施する体制	50%
	C号 配備	・大規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき	市の全力を挙げて災害応急対策を実施する体制	100%
市現 地災害 対策本部		・市内の局地的な地域に被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき	災害に対する警戒及び応急対策	市災害対策本部で指示